

意 見 書

第 201500134282 号
平成 27 年 12 月 3 日

鳥取県男女共同参画推進員
入澤 博和
衣笠 優子
田中 俊一
谷口 麻有子

平成 26 年 12 月 25 日付で鳥取県民から提出された申出について、鳥取県男女共同参画推進条例第 30 条第 1 項の規定により下記のとおり意見公表します。

記

1 申出の内容

(趣旨)

介護事業を行う福祉施設で働いている人の声を聞く機会があり、現状として就業規則が守られておらず、長時間労働やサービス残業、又、有給休暇や育児・介護休暇なども取得が困難な状況が常態化している事を知りました。

この様な労働状況では、従業員のワーク・ライフ・バランスの実施はしにくく、結婚や女性の出産はとても困難な状況ではないでしょうか？

男性も女性も、安心して結婚し、出産・子育てができる職場環境、そしてその想いが尊重される社会へと改善されていく事を望みます。

(理由)

ニュース報道をみると、このような労働環境は介護業界だけに限らず、他の職種でも言えるのではないかと思いました。

「子供が病気しがち」「2人目を妊娠した」「親の介護が必要となった」など実際私もこの様な様々な事情が起こる度にとても悩み、何度も何度も職場に相談しました。しかし、休暇や勤務時間の調整は難しく、又、2人目の妊娠を伝えた企業からは退職を当たり前の様に伝えられ、仕事を続けたい意思は伝えましたが、受け入れられず結局退職しました。

これからの中を担う子供や若者たちを育てることは、国の将来のためにもとても大切な事だと常々感じています。だからこそ、男女共同参画の意義を学ぶ機会を増やし、私のように犠牲にしたり諦めたりすることしなくとも済むそれぞれの生き方を尊重される社会になる事を強く願います。

男性も女性も安心して結婚し、出産・子育てをしながら仕事に生きがいを持って続ける事ができる職場環境の整備、そして、その想いを尊重し、汲み取る企業、社会となる様、男女共同参画の視点で事業所のチェックや改善、推進し、ワーク・ライフ・バランスが実現できる社会が必要だと思います。

働きながら子育てをする父親や母親、又、介護する人たちがどんな思いで毎日を送り、何に困っているのか・・・。

形だけの制度づくりではなく、現場の本当の声をしっかりと聞き、汲み取り、改善に努めてくださる一歩となります事を願います。

2 他の機関等への相談等の状況

他の機関等への相談はしていない。

3 意見の内容

- (1) 県は、仕事と生活とを「両立」させることの支援のみに目を向けることなく、仕事と生活とを「調和」させることの実現に向け、ライフステージに合わせた多様な生き方（「働き方」のみに限られない。）を支援することを、これまで以上に推進するべきである。
- (2) 「働く場におけるワーク・ライフ・バランス」には、仕事を効率化して労働時間を短縮することにより労働生産性と私生活の充実の相乗効果をあげる一面があるため、県は労使双方の意識改革を促す取組を推進するべきである。
- (3) 県は、自ら現場に出向いて実態を聞く機会を充実させ、関係窓口等を通じて収集した現場の声を関係機関において共有し分析する等、現場本位の実効性のある施策づくりに更に努めるべきである。県は、そのような施策づくりの参考とするために、現在、県の男性職員の育児休業取得率が満足すべき水準に達しているとまではいえない事実を直視し、その事実を改善するための方法について、県職員に対する調査を行う等の方法を検討するべきである。
- (4) 県は、若年者に対する男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの教育機会を充実させ、若年者が適切に職業や生き方の選択を行い、勤務環境や生活環境に対して主体的な判断を行うための基礎知識を育むことができるよう、更に努めるべきである。
- (5) 県は、関係機関の窓口の連携を可能な限り推し進めると共に、相談者に寄り添った窓口対応に更に努めるべきである。
- (6) 県は、企業の取組、子育てや介護等の環境整備、家庭での男女の協働、学校での教育等、多方面にわたる総合的な施策の連携によって更にワーク・ライフ・バランスを推進し、支援から取り残された隙間の世代や県民が存在することのないようにするために、県政全般で政策を体系的に統括する体制を強化するべきである。

なお、意見公表の理由は別紙「報告書」のとおり。